

申告書には

マイナンバーが必要です！

1 申告書へのマイナンバーの記載

申告者ご本人や扶養親族の方などのマイナンバーの入力が必要です。



2 本人確認書類の提示又は写しの添付

申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付をお願いします。

例1 マイナンバーカード



例2 通知カード(※) + 運転免許証など



※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自宅等から
スマホやパソコンを利用してe-Taxで申告できます！

自宅等からのe-Taxなら本人確認書類の送付は不要！

※ マイナンバーカード読み取り対応のスマホ又はICカードリーダーが必要！



国税に関する
マイナンバー制度の
最新情報は

国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」をご覧ください。
(<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>)

国税庁 マイナンバー

検索



国税局・税務署